

第50号議案

審査請求に対する裁決について

上記の議案を提出する。

令和8年6月1日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

## 裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]  
処 分 庁 文京区教育委員会

審査請求人が令和8年2月16日に提起した、処分庁による行政情報一部公開決定処分（令和8年2月4日付け2025文教教総第2385号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（令和7年度第16号事件。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求を却下する。

## 第1 事案の概要

- 1 令和8年1月30日、審査請求人は、公開請求に係る行政情報の件名又は内容として、「文京区職員措置請求監査結果（「世界に向けた学びを紡ぐプロジェクト研修実施業務委託」の随意契約に係る住民監査請求）5頁の「2 監査対象部署の説明」の「(1) 唯一性（独占）を理由とする随意契約について」に「シルバーファーンがI B Oの外部提供者に関する基準及び要件を満たしているため、I B Oがシルバーファーンに外部提供者契約を付与したことを証明する書類が、令和7年11月12日にI B Oから区に送付された」と記載があるところ、「令和7年11月12日にI B Oから区に送付された」とされる「I B Oがシルバーファーンに外部提供者契約を付与したことを証明する書類」一式（※延長や照会等はメールで。基本的に紙を希望するが、文書が大量の場合は事前に要相談）と記載

した行政情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- 2 令和8年1月30日、処分庁は、本件公開請求に対し、文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定による公開決定等の期限の延長を行った。
- 3 令和8年2月4日、処分庁は、本件公開請求に対し、「Consultant role description」（以下「本件文書」という。）を対象行政情報として特定した上で、「コンサルタント名」については条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するとして、条例第12条第1項の規定により、行政情報を一部公開とする本件処分を行った。
- 4 令和8年2月16日、審査請求人は、本件処分を取消し、改めて適法・適切・適正・正当な処分を求める本件審査請求を提起した。
- 5 令和8年3月24日、処分庁は、本件文書を対象行政情報としていたところ、再度、対象となる行政情報について検討した結果、「International Baccalaureate External Provider Standards & Requirements」を対象行政情報として特定し直して本件処分を取消し、同日、本件公開請求に対し、行政情報一部公開決定処分（令和8年3月24日付け2025文教教第2951号）を行った。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次に掲げる理由等から、本件処分は違法・不当であるというものである。

- (1) 本件文書は、このタイトルの文字どおり役職名と役職内容を説明したものにすぎず、「IBOの外部提供者に関する基準及び要件を満たしている」ことを客観的に裏付ける「書証」ではないし、また、「IBOがシルバークラウドに外部提供者契約を付与したことを証明する書類」であるとも言えず、違法・不当である。
- (2) 本件文書は「November 2025」「2025年11月」と記載があるだけで、「12日」の日付はなく、怪文書の類いと言ってもおかしくなく、およそ公開請求の内容に沿った文書ではない。11月12日に送られてきたものであれば、それを立証する責任が行政側にはあるし、そもそもこの文書が手紙で送られてきたのか、メール添付で送られてきたのか、FAXで送られてきたのか不明であり、それらの諸手段であったなら日付の記載はあるはずである。
- (3) 公開請求の内容を独善的あるいは恣意的に捻じ曲げ、あたかも公開請求に沿った文書が存在するかのよう装って公開したのであれば、条例を悪用し、区民を欺いた悪

質極まりない行政対応である。

- (4) 公開請求は、主権者である区民がチェック機能を果たす重要な民主主義の土台であることに鑑みれば、本件処分は民主主義の土台をぶち壊す暴挙と言わざるを得ない。

### 第3 理由

- 1 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づく審査請求は、法第2条にいう「行政庁の処分に不服がある者」、すなわち、当該処分によって直接自己の権利利益の侵害を受け、当該処分の取消しを求める法律上の利益を有する者でなければ、これを提起し、又は維持することができないものである。
- 2 これを本件についてみると、前記第1の5のとおり、令和8年3月24日、処分庁によって本件処分は、既に取消しがなされているものである。
- 3 したがって、本件審査請求は、既に取り消された処分の取消しを求めるものとなるため、法律上の利益がもはや存在しない不適法なものとなる。

### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 年 月 日

審査庁 文京区教育委員会

#### (教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。